

2025 年日本国際博覧会自治体催事出展支援業務 プロポーザル実施要領

本実施要領は、2025 年日本国際博覧会自治体催事出展支援業務に係る公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

1 目的

2025 年大阪・関西万博では、大阪府・大阪市万博推進局及び府内市町村が連携し、今回の万博のテーマである「いのちの輝き」から想起される、鼓動・高揚・躍動を体現する「祭」をキーワードに、会期中の春・夏・秋の３期にわたり、会場内各所の催事場で多彩に展開する催事を「（仮称）大阪ウィーク」（以下「大阪ウィーク」という。）と位置付け、歴史的背景や価値観が異なるコンテンツを融合させたイベントや史上初となる大規模な催事などを開催する。

柏原市（以下「本市」という。）においても大阪ウィークへの参画にあたり、特色のある出展内容の検討や発信方法に工夫を行い、世界各国の来場者に地域の魅力を効果的に PR し、万博を契機に本市への誘客を図ることを目指す。

2 業務概要

(1) 業務名

2025 年日本国際博覧会自治体催事出展支援業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「2025 年日本国際博覧会自治体催事出展支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 17 日（水）まで

(4) 実施場所

本市の担当部署が指定する場所

(5) 提案上限価格

19,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、委託料は業務完了後に一括して支払うこととする。

3 担当部署

柏原市 政策推進部 企画調整課

〒582-8555 大阪府柏原市安堂町 1 番 55 号

電話 072-971-1000 FAX 072-971-5089

メールアドレス kikaku@city.kashiwara.lg.jp

4 選択方式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次の各号を満たす者でなければならない。

- (1) 柏原市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成 31 年 3 月 29 日制定）に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていないこと。
- (2) 柏原市暴力団排除条例（平成 25 年 12 月 20 日条例第 27 号）に基づく入札等排除の措置を受けていないこと。
- (3) 柏原市暴力団排除条例（平成 25 年 12 月 20 日条例第 27 号）第 2 条第 7 号に規定する暴力団員又は同条第 8 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び同条第 2 項各号の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定の確定を受けた者を除く。
- (6) 個人情報保護のために必要な措置（プライバシーマーク（（一財）日本情報経済社会推進協会が認定するものをいう。以下同じ。）等の認証取得又は社内での情報セキュリティ方針の策定等）を講じていること。
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税並びに固定資産税を滞納していないこと。
- (8) 展示会やイベント出展の企画・運営等の実績があること。

6 参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により参加申込書等を提出すること。

なお、期限までに参加申込書を提出しない者、又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

ただし、本市の指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、④～⑦の書類は省略することができることとする。

※本プロポーザルの公募に関する資料等は、本市ウェブサイトからダウンロードが可能。

(1) 提出書類

①参加申込書（様式 1）

②会社概要（様式 2）

※提案者の企業内容について記載すること。

※認証資格、保有資格等に記載がある場合は、取得状況が証明できる書面の写しを添付すること。

③業務実績調書（様式 3）

④印鑑登録証明書の写し（参加申込書等に押印する実印の証明書で発行後 3 箇月以内のもの）

⑤履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し（法務局で発行する法人の証明書で発行後 3 箇月以内のもの）

⑥完納証明書又は法人市民税及び固定資産税の納税証明書の写し

※柏原市で課税がある場合は柏原市納税課が発行する完納証明書

※柏原市で課税がない場合は本店所在地の市町村が発行する完納証明書又は法人市民税及び固定資産税の納税証明書

※いずれも発行後 3 箇月以内のもの

⑦法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 の 3）の写し（発行後 3 箇月以内のもの）

(2) 提出期間

令和 6 年 8 月 26 日(月)から令和 6 年 9 月 11 日(水)まで

※受付時間は、月曜日から金曜日までの 9 時から 17 時までとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便）とする。ただし、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。

(4) 提出先

前記 3 の担当部署

(5) 提出部数

①正本 1 部（代表者印押印のもの）

②副本 1 部（正本の写し）

(6) 参加資格審査

本実施要領に基づき資格審査を行い、審査結果は令和 6 年 9 月 18 日（水）に参加申込書に記載された電子メールアドレスへ「参加資格審査結果通知書」にて通知する。

7 実施スケジュール

期 日 等	項 目
令和 6 年 8 月 26 日（月）	公告（公募開始）及び質問受付開始
令和 6 年 9 月 2 日（月）	質問受付終了
令和 6 年 9 月 5 日（木）	質問回答（最終更新）
令和 6 年 9 月 11 日（水）	参加申込の受付締切
令和 6 年 9 月 18 日（水）	参加資格審査の結果通知
令和 6 年 9 月 19 日（木）	提案書受付開始
令和 6 年 9 月 26 日（木）	提案書受付終了
令和 6 年 10 月 1 日（火）	審査（プレゼンテーション審査）
令和 6 年 10 月 4 日（金）	結果通知
	契約締結

8 質問及び回答

本要領の内容等に関する質問の受付を行います。

(1) 質問受付終了

令和 6 年 9 月 2 日（月）17 時

(2) 質問方法

質問書（様式 6）を使用して、電子メールで質問すること。

※電子メール以外での質問は受け付けない。

※電子メールの標題は、以下のとおりとすること。

参加申込に関する質問：（業務名）参加申込に関する質問

企画提案に関する質問：（業務名）企画提案に関する質問

※電子メールには、会社名、担当者氏名及び連絡先を明記すること。

（3）質問先

前記3の担当部署

※送信後、必ず電話による着信確認を行うこと。

（4）回答方法

回答は本市ウェブサイト順次公開し、令和6年9月5日（木）17時15分を最終の更新とする。

※提案者毎への回答は行わない。

※会社名、担当者氏名及び連絡先等は公開しない。

※回答は、本実施要領及び仕様書の追加事項又は修正事項とみなす。

9 企画提案

本プロポーザルの参加資格が認められ、提案を行おうとする者（以下「提案者」という。）は次により企画提案の書類を提出すること。

（1）提出書類

①提案書表紙（様式4）

②業務工程計画書（様式5）

※工程を具体的かつ詳細に記載すること。

③提案書（任意様式）

④見積書（様式7）

（2）提出期間

令和6年9月19日（木）から令和6年9月26日（木）まで

※受付時間は、月曜日から金曜日（休日を除く）までの9時から17時までとする。

※時間厳守すること。

（3）提出方法

持参または郵送（書留郵便）とする。ただし、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。

（4）提出先

前記3の担当部署

（5）提出部数

①正本1部（代表者印押印のもの）

②副本8部（事業者と特定できるような表現や企業名は用いないこと。）

10 辞退届の提出

本プロポーザルへの参加を辞退する者は、速やかに電話連絡の上、辞退届（様式8）の正本1部を前記3の担当部署へ直接持参し提出すること。

11 提案書等の審査及び審査結果の通知

（1）審査

審査は、2025 年日本国際博覧会自治体催事出展支援業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において別紙の審査基準に基づき行う。提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査した結果、最高評価点を得た者を候補者として決定する。ただし、審査の評価点の合計が、満点の 6 割に満たない場合は、候補者として認めないものとする。

※最高点の者が 2 者以上となった場合は、審査基準の「基本項目」及び「提案内容」の合計点数が最も高い者を候補者とする。合計点数も同じ場合は、審査基準の「提案内容」の点数が最も高い者を候補者とする。「提案内容」の点数も同じ場合は、委員会の委員の協議により決定するものとする。

(2) 1 者提案

提案者が 1 者のみの場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

ただし、前項(1)のとおり、審査評価点の満点の 6 割に満たない場合は、候補者として認めないものとする。

(3) プレゼンテーション

提案内容をより理解するため企画提案書に係るプレゼンテーションを以下のとおり実施する。

①実施日時

令和 6 年 10 月 1 日(火)

※実施時間等の詳細については、「参加資格審査結果通知書」にて通知する。

②実施方法

一提案者のプレゼンテーションの持ち時間は、提案 20 分、質疑応答 20 分、計 40 分とする。提出した提案書の内容をもとに説明すること。

※新たな資料の配付は認めない。

③審査基準

別紙の審査基準のとおりとする。

④結果通知

令和 6 年 10 月 4 日（金）に審査を実施した全提案者に対し、参加申込書に記載された電子メールアドレスに結果を通知する。併せて、普通郵便で書面による通知を行う。

⑤その他

モニターは本市で準備するが、PC 等は各自で用意すること。

1 2 その他の留意事項

(1) 提案者からの提案は 1 案とする。

(2) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。

(3) 本プロポーザルに要する費用は、全て参加申込者又は提案者の負担とする。

(4) 提出された書類は返却しない。ただし、提出書類はこのプロポーザル以外の目的には使用しない。

(5) 提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格（選定対象から除外する。）とする。

①前記 5 の参加資格要件を満たさなくなった場合

②本市財務規則を含む関係法令等に違反した場合

③提出書類が提出期限までに提出されなかった場合

- ④必要な提出書類が揃っていない場合
 - ⑤提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ⑥見積金額が提案上限価格を超えている場合
 - ⑦その他、本実施要領の記載事項を遵守しない場合
- (6) 本プロポーザルは、本業務の契約の相手方となる候補者を選定するものである。
- (7) 本プロポーザルの仕様書は、企画、提案能力のある事業者を選定するものであるため、
詳細な仕様は、本市と候補者が協議を行い、契約を締結するものとする。
- (8) 審査及び選定結果等に関する異議申立ては受け付けない。